

## 協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和3年10月)

# がん検診を受診していますか？

毎年10月は「がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間」です

厚生労働省では、わが国の死因の第1位である“がん”の予防の必要性を認識し、検診受診につなげるため、毎年10月を「がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間」と定めています。

現在は検査法や治療法が進み、早期に発見し、早期に治療すれば「がんは治せる病気」になっています。そのためには、健診やがん検診を定期的に受けることが大切です。

## 協会けんぽの健診とあわせ、がん検診受診を習慣化しましょう

### ■被保険者様(ご本人)の場合

生活習慣病予防健診(35歳～74歳対象)には、胃・大腸など主ながん検診が、検査の内容に含まれています。

生活習慣病予防健診パンフレットはホームページをご確認ください。▶▶



### ■被扶養者様(ご家族)の場合

特定健診(40歳～74歳対象)と市町村のがん検診をセットで受診できる場合もあります。特定健診の予約の際にお問い合わせください。

各市町村へのお申込み方法はホームページをご確認ください。▶▶



協会けんぽ 青森支部 保健グループ TEL:017-721-2723

# わが社の健康経営®

このコーナーでは、青森支部に健康宣言をご登録いただいている事業所様の健康に関する取組をご紹介します。  
「健康経営®」は、社員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む経営スタイルのことで、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

## 今月の事業所様

## 弘前商工会議所 様

事業所所在地：青森県弘前市 従業員数：20名 事業内容：地域総合経済団体

### 取組内容

- ①年1回の健康診断実施(再検査・要検査受診勧奨含む)
- ②保健指導の実施(ヘルスリテラシーの向上)
- ③感染症予防対策
- ④受動喫煙対策
- ⑤会員事業所向け生活習慣病予防健診の実施

また当所は、日本健康会議「健康経営優良法人2021(中小規模法人部門)」の認定をいただいております。

### 取組のご感想を伺いました!

当所では、会員事業所への経営支援事業の一環として、『健康経営』の推進・推奨を行っております。“隼より始めよ”——会員の皆様に健康経営をご提案する当所職員が、まずは健康経営を実践する環境・職場づくりをしていかなければならないと身の引き締まる思いです。



事業主の皆さまへ【重要なお知らせ】  
従業員の皆さまへご案内いただきますよう、お願いいたします。

# マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※令和3年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証や高齢受給者証、限度額適用認定証等の併せての持参もお願いします。



**1** マイナンバーカードを  
カードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。

**2** オンラインであなたの  
医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子  
証明書により医療保険の資格をオンラインで  
確認します。

## 利用申込はカンタン!



ここを  
クリック!

マイナンバーカードを健康保険証として  
利用するためには、申込が必要です。利用  
の申込は、マイナポータル\*やセブン銀行  
のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証  
付きカードリーダーでも利用申込できま  
すが、待ち時間短縮のため、事前の申込を  
お勧めします。



(\*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、  
行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

## どんないいことが? 7つのメリット

**POINT1** **1** より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての  
医療機関でも、特定健診  
情報や今までに使った薬剤  
情報が医師等と共有でき、  
より適切な医療が受けられ  
ようになります。  
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が  
異なります。  
※薬剤情報は2021年10月開始(予定)。

**POINT2** **2** 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年  
10月までに、自分の特定健  
診情報を順次閲覧できるよ  
うになり、2021年10月(予  
定)から自分の薬剤情報を  
閲覧できるようになります。  
※特定健診情報の閲覧は、医療  
保険者によって開始時期が異な  
ります。

**POINT3** **3** オンラインで  
医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月(予定)から  
自分の医療費通知情報が閲覧できるようにな  
ります。  
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費  
控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費  
通知情報の自動入力が可能となります。

**POINT4** **4** 手続きなしで限度額を超える  
一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度  
における限度額を超える支払が免除されます。  
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が  
必要です。

**POINT5** **5** 医療保険の  
資格確認が  
スムーズに!

カードリーダーで顔写真を  
確認すれば、スムーズに医療  
保険の資格確認ができ、医療  
機関や薬局の受け付けにお  
ける事務処理の効率化が  
期待できます。

**POINT6** **6** 医療費の  
事務コストの  
削減!

医療保険の請求誤り等が減少  
することから、医療保険者等  
の事務処理コストが削減で  
き、持続可能な制度運営につ  
ながる見込みです。

**POINT7** **7** 健康保険証  
として  
ずっと使える!

就職や転勤、引越をしても、  
マイナンバーカードを健康  
保険証としてずっと使うこ  
とができます。  
医療保険者が変わる場合は、  
加入の届出が引き続き必要  
です。

健康保険証利用申込のお問い合わせ マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178  
音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30